

# 評価細目の第三者評価結果

## （保育所、地域型保育事業）

### I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	<p>法人理念（私たちは誠意を以て社会参加の信条とし、社業の社会的使命を弁え、誇りをもって行動し、若々しい情熱で限りない未来への可能性に挑戦します。そして、社業の発展を通して豊かな人間生活の向上に貢献します）、社是（誠意・誇り・情熱）を掲げている。</p> <p>事業所の保育理念（おもいきり遊ぶ。おもいきり学ぶ。私たちは、「やさしく・つよく生き抜く力」を育みます）と保育目標（すくすく育つ／健全な心と健康な身体、わくわく遊ぶ／積極的に学ぶ好奇心 豊かな創造力と自己表現力、いきいき過ごす／自ら考え行動する自発力 地域で育む思いやりと広い視野）を掲げている。</p> <p>利用者には、これらの理念や保育目標を「入園説明会」などを通じて説明し「入園案内兼重要事項説明書」にも詳細に明記している。職員に向けては、入職時のオリエンテーションで理念や目標を説示し、さらに職員会議で、経営理念と社是を唱和する取り組みを行い周知を図っている。</p>

#### I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	<p>法人の担当者と管理者が参加する「施設長会議」や月1回の「拠点カルテレビュー（法人内の隣接する事業所の管理者がリモートで3名ほど参加して、担当者と個別に収支等の確認を行う会議）」にて、年間目標に対する毎月の経営状況や財政状況についての把握・分析を行っている。これらの会議では、事業所の「拠点別収支管理表」で収入と支出の把握、分析や今後の課題を明確にできるようになっている。令和5年における課題は、0歳児のクラスの定員確保を挙げている。</p>
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	<p>事業所の課題については、毎月行われる「施設長会議（管理者と本社担当者が参加する会議）」や「VIPRO会議（管理者、主担任、各委員会などの職員が参加する会議）」等で抽出をして、その具体的な進捗状況を共有して改善に取り組んでいる。また、「施設長会議」で伝達された必要な案件は、「職員会議（管理者を中心とする全ての職員を対象とする会議）」で職員に周知して具体的な取り組みを行っている。</p> <p>事業所の特徴である英語教室を、入園を検討している親子や地域に向けて「子育て広場」にて実施するなど、地域に開放する機会を提供している。また、事業所は県庁に隣接しており、県庁担当者と密に良好な関係を築き、利用者および地域から選ばれる事業所を目指している。子どもが、公園や県庁内の散歩などで外出する際には、子ども自らが積極的に挨拶し、近隣住民とのコミュニケーションを大切にしている。</p>

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	中・長期計画のビジョンとして「売上高 No.1」「利益 No.1」「商品力 No.1」を掲げている。また、利用者に選ばれる保育、利用者のニーズ、福祉からマネジメントという視点がますます重要になるため、①株式会社の規模、多角経営の利点を生かす②ブランドの価値、情報発信力を高める③教育や児童の個別性重視④保育の質向上、独自の研修の強化を取り得る戦略として計画に反映している。
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	中・長期計画を踏まえた上で、①一定の方向性を持たせつつも、幅を広げた議論を実現し、より良い拠点運営に近づく②組織間の連携を強める場として活用。お互いの真意を正しく理解し、同じベクトルを持って行動できる組織を構築する③「1人の百歩より100人の一歩」を実現すべく、さまざまなナレッジの共有や課題解決に向けたアイデアを出し合うなど、相互補完していける機会創出を単年度の基本方針としている。
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	職員保育施設共通の年度課題、保育施設の課題策、保育施設としての自己評価、施設評価に関する管理者コメントを「保育園施設課題表」に記載すると共に、職員面談で評価、見直しを行っている。入社間もない職員や、気になる職員に対しては、法人担当者と管理者が面談を行うことや、面談の回数を増やす取り組みも行っている。また、前年に記載した「保育園施設課題表」を基に次年度の計画に反映させるようにしている。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a	「年間行事計画書」「園だより」を必要に応じて利用者にコミュニケーションアプリにて発信する取り組みや、ホームページのお知らせ欄に、「自己評価総括表」を載せるなど、誰でも閲覧できるように工夫している。 以前は、年2回の「運営委員会」にて、保護者等に事業計画を直接伝える取り組みを行っていたが、コロナ感染の影響により自粛していた。今年度は、再開を予定している。 事業計画の自己評価を年度ごとに行い、更なる専門性の向上や保育実践の改善に努め、より一層質の高い保育の実践を目指した取り組みを行っている。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	事業所において福祉サービスの向上を図るため、毎月担当職員が研修を開催して、組織的に質の向上を図っている。年間研修計画（4月SIDS「乳幼児突然死症候群」、5月マニュアル、6月AEDの使い方、7月水遊び、8月虐待、不適切保育、9月接遇マナー、10月嘔吐、感染症、衛生マニュアル、11月流行性疾患、水痘、12月ヒヤリハット、1月感染症について、2月未定、3月来年度のプロポーザル）を策定して、誰がどの研修に参加したかを会議の報告書に記載すると共に、参加できなかった職員に対しては、研修資料を回覧して確認を促す取り組みを行っている。また、外部研修である「埼玉県保育士等キャリアアップ研修」に職員を参加させる取り組みも行っている。そのほか、定期的に保護者アンケートを実施して、より良いサービスの向上に努めている。
I-4-(1)-② 評価結果に基づき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	年度末にコミュニケーションアプリを活用して、保護者にアンケート（運営する施設を友人にすすめたか、立地、営業時間、料金、サービス内容、食事・食育活動、職員、子育てサービス、改善してほしいこと、利用者されている上で、こんなサービスはあったら利用したいと思うもの、総合的な満足度等）を行っている。また、福祉サービス第三者評価を実施して、その結果と合わせて事業所として取組むべき課題を明確にして、計画的な改善策を実施している。これらのアンケートの集計結果、改善する取り組みを保護者に開示する取り組みを行っている。

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	管理者は、朝や活動をしているタイミングなどに、施設内を定期的に巡回して子どもの様子、子どもと職員の関わりなどを把握している。また、管理者自らが、それぞれの保護者と積極的にコミュニケーションが取れるように努めている。さらに、子どもや保護者に対しての関わり方、行事などの実施についてを、職員一人ひとりが主体的に考え、行動できるように後押しするなど、自らの役割と責任を果たしている。また、日常的に職員とコミュニケーションを積極的に図り、昼礼や面談の機会を通して、事業所が目指すべき姿を全面的に出した取り組みを行っている。
II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	事業所が遵守すべき法令を職員が正しく理解するために、「コンプライアンス研修」を「職員会議」の時間を活用して実施している。「コンプライアンス研修」は、4月から8月の期間に各月に設定されているコンプライアンス研修テーマ（4月コンプライアンスの遵守、5月内部通報制度、6月適正な労働時間管理、7月独占禁止法の遵守、8月贈収賄と利益相反行為）を職員がテキストにて自己学習して、「理解度チェック」を実施すると共に、その解答、解説を行っている。9月には、4月から8月の研修内容を振り返り、総合的な「理解度チェック」を行い、理解を深めた取り組みを行っている。なお、これらの全ての研修において管理者は、「研修実施確認書」に必要事項を記載して、法人の「個人情報保護部門リーダー」に提出する仕組みになっている。また、職員が常に「コンプライアンスカード」を携帯しており、コンプライアンスについて判断に迷うことがあれば、本部の「コンプライアンスホットライン」に連絡して、相談できる体制を構築している。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	事業所では、子どもが主体的に活動することを大切にしている。職員についても主体的に取り組めるように、管理者自らが保育現場に入り、子どもの一人ひとりの具体的な対応までを職員と一緒に考え、指導力を発揮して事業所をリードしている。また、子どもと同じ目線になり、子どもの言葉を引き出すような声かけを職員が意識するように、気になることがあれば、その場で指導することで、職員の福祉サービスの質の向上に繋げている。
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	事業所は、0歳から2歳までの受け入れ保育であるため、安定した経営（園児の獲得）には工夫が必要である。小規模保育の利点であるきめ細かな保育を可能とすることを最大限活かして、一人ひとりの子どもに寄り添ったサービスを提供することに重点を置くように管理者は指導力を発揮している。事業所は県庁に隣接する環境であり、県庁担当者との良好な関係を継続して、利用者および地域から選ばれる事業所を目指している。また、入園を検討している保護者や地域に向けて「子育て広場」を開放する取り組みや、それらの開催についてのポスターを自治会の掲示板に貼り、情報を発信している。そのほか、子どもが公園などに外出する際には、子ども自らが積極的に挨拶することで、近隣住民とのコミュニケーションを大切にしている。これらの活動の様子や事業所で行っている行事などについての写真などをホームページに掲載して、週1回ほど内容の更新を行っている。業務については、保育施設としての自己評価、施設評価に関する管理者コメントを「保育園施設課題表」に記載すると共に、職員面談で評価、見直しを行っている。

II-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	必要な福祉人材の確保については、法人の採用担当者を中心に定期的にホームページなどに求人掲載する取り組みなどで人材確保に努めている。定着については、年間2回の管理者による面談を通して、職員の悩みや不安なことを聞き取るなど、改善に取り組んでいる。なお、この面談前に一人ひとりの職員が「目標管理シート」にて、目標項目（なにを）、達成度レベル（いつまでにどのくらい）、方法（どんなふうに）、規律性、責任性、協調性、積極性、を自己評価して、管理者、法人担当者が評価する仕組みになっている。育成に関しては、年間を通じて計画的な職員研修の実施や、OJTトレーナー制度（新入職した職員に対して、職員や管理者がマニュアルに沿って、2週間、1か月、2か月、6週間、3か月に習得状況を確認するの）、資格取得の支援等を行っている。そのほか、希望による異動、有給休暇の取得促進、育児休業制度の活用促進等の取り組みを行っている。
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a	年2回人事考課を行い、職員の育成や評価と処遇等を連動する取り組みを行っている。人事考課の公平性を確保するため、管理者が全職員に対する評価を一元的に行っている。事業所の勤務管理については、ICT化による勤務実績（残業、有給休暇の取得状況）を確認することができ、総合的な人事管理が円滑に行われている。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	勤務日数や勤務する時間、時間帯において、職員一人ひとりの希望を尊重する取り組みを行っている。有給休暇の取得を促進するため、有給休暇状況を常時把握し、取得状況に応じて働きかける取り組みを行っている。また、職員の子どもの学校行事等に合わせて半休が取得できる仕組みや希望した公休が取得できるなど、職員の働きやすい職場づくりに取り組んでいる。さらに、職員の負担軽減と保育の確保をするため、配置基準を上回る数の職員を確保を目指している。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人一人の育成に向けた取組を行っている。	a	新入職員の入職時には、管理者が事業所内を案内して事業所の理念や、保育として求める人物像（子どもの人格と人権を尊重すること、熱意をもって職位を遂行すること、仕事に誇りを持つことなど）、職員として期待すること（子どもの目線や立場で考えて行動すること、子どもの健康と安全に配慮したサービスを提供することなど）をオリエンテーションで説明している。その後、職員が一定期間個別指導（OJT）を行っている。既存の職員に対しても職員会議等の機会を通じて、理念や人物像、職員として期待することを繰り返し伝え、浸透するように努めている。そのほか、個別面談を通して、職員一人ひとりの希望や目標を把握して、目標に対しての進捗度合い、未達がある場合は、具体的に計画を見直し、職員自らが主体的に取り組んでいる。今後は、現在課題としている「ビジネスマナー研修」を予定しており、さらなる育成に向けた取り組みに努めている。
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	事業所では、年間研修計画を策定している。職員が月ごとに担当して行う研修内容は、「4月SIDS（乳幼児突然死症候群）」「5月マニュアル」「6月AEDの使い方」「7月水遊び」「8月虐待、不適切保育、9月接遇マナー」「10月嘔吐、感染症、衛生マニュアル」「11月流行性疾患、水痘」「12月ヒヤリハット」「1月感染症について」「2月未定」「3月来年度のプロポーズ」において、計画的に職員が研修に参加できるように取り組んでいる。また、外部研修である「埼玉県保育士等キャリアアップ研修」に職員を参加させる取り組みも行っている。そのほか、本社の研修担当者が「中途採用研修（入社後1年目の職員を対象とする）」「フォローアップ研修（法人の考え方、やり方等を保育マニュアルに沿って行う）」等を合わせて行うことで職員の知識や技術の向上に向けた取り組みを行っている。
II-2-(3)-③ 職員一人一人の教育・研修の機会が確保されている。	a	職員一人ひとりの経験や希望により、内部研修や外部研修の参加を決定している。事業所では、年間研修計画を策定して、全ての職員ができる日程調整を行うなど、教育体制を確立している。今後は、「様子の気になる子に対する関わり方」についての技術習得機会の確保や「キャリアアップ研修」の参加を目標にしている。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	事業所では、保育士養成校の実習を積極的に受け入れている。また、「保育実習受け入れマニュアル」に、①保育士資格と保育実習について（保育実習の意義・目的、当社における実習の意義、実習生への指導にあたっての留意点、保育実習の受け入れ要件と人数および担当）②実習の流れ（実習の申し込み、保育実習受け入れの可否、保育実習受け入れ準備、保育実習の日程調整、オリエンテーション、保育実習、保育実習反省会、評価表の送付）③実習生の支援体制と保険、④実習生が事故を起こした場合、⑤保育実習における、保育士の基本的な考え方などを記して、受け入れの体制を整備している。

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	事業所では、「社是・経営理念」「保育理念・保育目標」「オレンジリボン憲章」を玄関に掲示し、誰でも閲覧できるようにしている。また、ホームページにも、事業所の自己評価や活動内容等を工夫して掲載するなど、運営の透明性を確保した情報公開を行っている。なお、「オレンジリボン憲章」の内容は、『私たちが、子どもの成長を支援することが社会全体の責任であることを自覚して、次のとおり行動します。①私たちは、子どものいのちと心を守ります。②私たちは、家族の子育てを支援します。③私たちは、里親と施設の子育てを支援します。④私たちは、地域の連帯を拡げます』と明記され、その内容を追及した事業運営を行っている。そのほか、「運営委員会」で話し合われた内容を保護者に配布して伝える取り組みや、事業所の「自己評価」をホームページに掲載するなど、運営の透明性を図っている。
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	法人は、全国に47都道府県91か所（令和5年7月現在）に運営しており、ホームページなどの充実を図ると共に、公正さや透明性を確保するために必要な取り組みを行っている。また、保育内容に関する相談等について、第三者委員を設置して、その担当者名前、連絡先を玄関に掲示する取り組みを行っている。さらに、適正な保育を実践するため、定期的に福祉サービス第三者評価を受審している。

II-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	事業所の特徴である英語教室を「子育て広場」にて実施し、地域に開放する機会を提供している。また、事業所は県庁に隣接しており、県庁担当者との密に良好な関係を築き、利用者および地域から選ばれる事業所を目指している。子どもが公園や県庁の中を散歩するなど、外出する際には、子ども自らが積極的に挨拶して、近隣住民とのコミュニケーションを大切にしている。当事業所の2歳児が3歳になった時点でほかの保育園や幼稚園に入園できるように、他の事業所とも連携を図っているため、子どもの状況を提供する取り組みを行っている。また、入園を検討している利用者や地域に向けて「子育て広場」を開放する取り組みや、子育ての悩み、離乳食の進め方、発育のことなど地域住民の相談窓口として寄与している。そのほか、近隣の消防署の協力を得て、消火訓練を行う取り組みや、消防署の職員に、子どもが製作したものを感謝の気持ちと共にプレゼントするなどの交流（勤労感謝の日）を行っている。また、災害が発生した場合の備えとして、備蓄（水や非常食等の備蓄）の確保および、炊き出し訓練を実施するなど、災害時の社会資源として地域に寄与する体制の整備を行っている。
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	ボランティア受入担当者の配置、「ボランティア受け入れマニュアル」を整備している。マニュアルに①目的（社会貢献、サービスの質を向上、営業効果）②受け入れ内容（内容、ボランティア参加者、対象拠点サービス、その他）③フロー（学校訪問、申し込み、調整、確定通知、当日、報告、ファイリング）④手順、⑤注意事項（個人情報の保護、保険について、費用について、高校生以下の取扱いについて、当日の打ち合わせ）を記載して、受け入れ体制を確立している。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		

<p>Ⅱ－４－（２）－① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>a</p>	<p>事業所では、「消防計画」を策定して、災害情報の入手方法、災害発生時の連絡先（行政機関、ライフライン、医療機関、職員等）、避難場所・経路・方法、食材と防災資材の備蓄や訓練の年間計画等を明確にしている。また、消防署との連携を図り、消防設備の点検や避難訓練、通報訓練、消火訓練、安全教育等も行っている。そのほか、地域の警察との連携を図り、子どもの交通安全や防犯について、必要に応じて相談や対応の要請等を行っている。</p>
---	----------	---

Ⅱ－４－（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ－４－（３）－① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a	県庁の「多様な働き方推進課」と事業所の管理者が参加する「連絡会議」を月1回行い、事業所の課題である0歳児のクラスの定員確保などについて相談ができる関係を築いている。この「連絡会議」の開催は、地域の福祉ニーズ等を把握する機会にもなっており、「連絡会議」で得た情報を事業所の「施設会議」で職員に共有している。
Ⅱ－４－（３）－② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	a	事業所として、保育の専門性を地域に還元する取組を行っている。事業所の「子育て広場」を1か月に2度（1回30分程度）開放して、「英語教室」の見学体制も整備している。また、地域で子育てに関する悩みや疑問等を持っている方や、それ以外でもどなたでも気兼ねなく、子どもと保護者で参加できる機会を提供している。なお、これらの取組をホームページに掲載して、内容を定期的に更新する取組や、自治会の掲示板にポスターを掲示して情報を発信している。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ－１ 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ－１－（１） 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ－１－（１）－① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	入園時や「懇談会」などの機会を通じて、子どもを尊重した事業運営の方針について保護者に伝え、共通の理解を図る取組を行っている。なお、コロナ禍の3年ほどは「懇談会」の開催は自粛していたため、個別で説明している。職員には、全体の共通理解を図るための「15分ミーティング」の実施や、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を一人ひとりに配布して、子どもの人格を尊重することへの理解を個人チェックの形式で行っている。さらに、職員研修において、子どもに対して性差をつけないこと、年齢に応じた呼称、身体に関わる個人差の表現、体罰の禁止等に関する理解を深める取組を行っている。
Ⅲ－１－（１）－② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	「個人情報保護規定」に基づき、子どもや保護者の個人情報等を適切に扱う取組を行っている。着替えやおねしょした子どもの支援を行う場合は、子どもの自尊心やプライバシーに配慮する取組を行っている。また、保育園における子どもの様子を撮影した場合は、対象になっている保護者の同意を得る取組を行っている。子どもの様子を撮影した写真の販売を行う場合は、プライバシーにも充分配慮している。職員に一人ひとりに「人権擁護のためのセルフチェックリスト【個人チェック】」を配布して、管理者がその内容を確認する取組を行っている。なお、「人権養護チェックリスト」は、項目①子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり②物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ③罰を与える・乱暴なかかわり④一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり⑤差別的なかかわりの「良くない」と考えられるかかわりの29問から、自身がしているか、したことがあるかをチェックするものになっている。



Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	利用希望者に対して、ホームページにて「施設紹介『県庁敷地内に県と企業等が共同運営するモデル保育所。子ども達と保育士一同の笑顔があふれている保育園です。1つの大きなお部屋に、子ども達が元気いっぱい過ごしています。是非、見学にいらしてください。『あたたかさ』を感じていただけける保育園です』」を記載すると共に、「紹介動画」「施設長ごあいさつ」「お知らせ」「内覧会・子育て広場のお知らせ」「安心・安全」「ご利用者の声」「入園・見学のご案内」「よくあるご質問」「ご相談・お問い合わせ」「お知らせ」「福利厚生サービスをご利用の方へ」「サイトマップ」「プライバシーポリシー」等の情報を掲載している。
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更に当たり利用者等に分かりやすく説明している。	a	入園の際には、「入園案内兼重要事項説明書」に基づき、個別で説明を行っている。「入園案内兼重要事項説明書」には、運営事業者と保育所概要、保育方針と保育計画、保育内容、食事、健康管理、緊急時における対応方法について、受領する料金について、施設の利用開始および終了に関する事項について、入園までに準備していただくもの、登園時の持ち物、保護者様への連絡と園からのお願、個人情報の取扱いについてを記載している。
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等に当たり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	当事業所は、2歳までの受け入れ事業所であり、3歳になると別の保育園や幼稚園に入園することになっている。そのため、近隣の保育園や幼稚園に子どもの情報を提供する取り組みを行っている。保護者によっては、そのほかの保育園を希望される場合もあるため、転園先に必要な情報を求められた際は、保護者の同意を得た上で、提供する支援を行っている。子どもが通う保育園や幼稚園に「児童表」や「発達の記録」を提出すると共に、希望に応じて面談を行うなど、円滑な生活を開始するために必要な連携を図っている。子どもが退園後も遊びに來たり相談ができる体制を整備し、保育の継続性を確保する取り組みを行っている。
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	年度末にコミュニケーションアプリを活用して、保護者にアンケート（運営する施設を友人にすすめたいか、立地、営業時間、料金、サービス内容、食事・食育活動、職員、子育てサービス、改善してほしいこと、利用者されている上で、こんなサービスはあったら利用したいと思うもの、総合的な満足度等）を行い、その結果を集計して保護者に開示する取り組みを行っている。また、アンケート結果を分析して、当事業所における強み、弱みを可視化し、質の向上、改善に向けた施策、検討を次年度に活かす取り組みを行っている。そのほか、行事開催後には、アンケートを通して、または直接聞き取って、評価や意見を把握する取り組みを行っている。

Ⅲ－１－（４） 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
<p>Ⅲ－１－（４）－① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>a</p>	<p>苦情や要望に対して迅速な対応を行うため、苦情受付担当者（管理者）、苦情解決責任者（法人支部長、さいたま市のびのび子育て安心課）を配置している。また、「運営適正化推進制度」（要望解決の仕組みや事業所に直接訴え難い場合に第三者委員に直接訴えることができることを定めている）を設けている。これらの連絡先についてのポスターを事業所の玄関に掲示したり意見箱を設置したりして、苦情や要望を申し立てることができることを周知している。</p>
<p>Ⅲ－１－（４）－② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。</p>	<p>a</p>	<p>保護者とは登園、降園の時間に子どもの様子や些細な変化についてを職員が日常的に伝えることに努め、保護者からの相談や意見を申し立てしやすい環境を整備している。また、必要に応じて個別面談を行っている。保護者の希望に応じても随時行っている。「運営委員会」を保護者の代表者（２名）、外部委員（社会福祉事業の知識経験者）、管理者、職員参加のもと、年２回開催している。「懇談会」は、年に１～２回開催して、行事や日常の出来事、運営委員会の内容等を保護者に伝達し、個別の意見や要望等を把握する取り組みをしている。なお、「運営委員会」「懇談会」はコロナ禍の３年ほど、自粛していたが、今年度から開催予定としている。</p>
<p>Ⅲ－１－（４）－③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>a</p>	<p>保護者からの相談や意見に関しては、その内容に応じて迅速に対応する取り組みを行っている。基本的にクラス担当者が相談や意見の対応にあたり、必要に応じて管理者、主担任も加わっている。また、相談者のプライバシーに配慮し、相談内容や今後の対応等を秘匿する取り組みを行っている。日常的にある保護者からの連絡内容や子どもに関する対応などについて確実に遂行するために、毎日職員間で行う「昼礼」やクラスごとで１か月１回行う「１５分ミーティング」で伝達する取り組みや、「施設日誌」の連絡事項に記入して共有している。</p>

Ⅲ－１－（５） 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
<p>Ⅲ－１－（５）－① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>a</p>	<p>事業所では、管理者を中心に、インシデントやアクシデントを防止する取組を行っている。インシデントやアクシデントが発生した場合には、「ヒヤリハット・事故報告書」を作成して、具体的な改善を図るとともに、「職員会議」「昼礼」「15分ミーティング」で伝達している。また、「園日誌」に記載するなど、職員間で共有している。</p> <p>事業所に立ち入る場合は、「送迎証」が必要であり、限られた保護者でないと立ち入りができないことで、子どもの安全確認を行っている。また、不審者の対応（凶器を持った不審者が入ってきた時の対応ができるようにする、公園で不審者に遭遇した場合、迷惑行為者と遭遇した時に事故を未然に防ぐ対応ができるようにする）に備えて、定期的に訓練を行っている。さらに、子どもの急変時の備えとして、「SIDS（乳幼児突然死症候群）」「プール・水遊び」「危機管理マニュアル」の各種マニュアルを整備すると共に、AEDを事業所内に備えて、「AEDの使用方法」や「周りの協力依頼を身につける」ための研修等を行っている。</p>
<p>Ⅲ－１－（５）－② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>「保育衛生管理マニュアル（衛生用品について、感染対策の基本、作業手順と衛生管理、ノロウイルス対策等）」を整備して、衛生環境の整備を行っている。また、新型コロナウイルスをはじめとする感染や蔓延を防止するため、手洗いやうがい、消毒の徹底を行っている。子どもの家庭における健康状態を保護者と密に連絡を取り合い、コミュニケーションアプリにて現在の感染者数、疾患名を発信する取組を行っている。感染症の蔓延防止のため、各クラスに嘔吐物を迅速に処理するキットを備えている。</p>
<p>Ⅲ－１－（５）－③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>災害情報の入手方法（気象情報、洪水情報、水位到達情報等）、災害発生時の連絡先（行政機関、ライフライン、医療機関、職員等）、避難場所・経路・方法、関係機関との連絡体制、食料と防災資材の備蓄を整備している。また、保護者に対して、伝言ダイヤルの活用方法を周知する取組みや、「引き渡し訓練（9月実施）」を行っている。防災教育では、「年間訓練計画」に基づき、避難訓練（火災、地震、水害、噴火、土砂崩れ等）や防犯訓練、緊急時対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペンの使用等）を計画的に実施している。さらに、災害時にアレルギーがある子どもに関しての対応を確認するなど、具体的に想定した研修に力を入れている。</p>

Ⅲ－２ 福祉サービスの質の確保

Ⅲ－２－（１） 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
<p>Ⅲ－２－（１）－① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。</p>	<p>a</p>	<p>業務の標準化を図るため、「保育業務マニュアル」を整備している。「保育業務マニュアル」は、第１部、基礎知識として、「児童福祉法」「子どもの権利条約」「保育所保育指針」「全国保育士会倫理綱領」「保育業務マニュアル～保育の質のガイドライン～」「ニチイのマニュアル」、第２部ニチイの保育、「保育理念と保育目標」「ホームページ」「子どもの権利」「職員の求められる資質」「保育環境」「保育内容」「保育環境」「安全管理」「子育て支援」「組織図」「内部コミュニケーション」、第３部保育の実践、「「デイリープログラム」「業務の内容と標準化」「日常の保育業務（排泄、食物アレルギー、帳票、プロポーザル方式、行事、配布物、掲示物、保護者対応、安全管理、一時保育、外部対応）」「各種検診・身体測定」「感染症予防」「発熱時・体調の急変時」「与薬」「保育中に特殊な医療の器具装着が必要な児童のお預かりについて」「虫よけ・日焼け止め」「水分補給」「緊急時の対応～危機管理マニュアル、防災マニュアル」「個人情報の取扱い」「職員会議」「休憩」「研修」「人権のためのセルフチェックリスト」「各種届出」が文書化され、事業所内で保管している。</p>
<p>Ⅲ－２－（１）－② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	<p>a</p>	<p>事業所で保管するマニュアルの見直しや変更した場合については、必要に応じて本社の管理部（研修担当）が行い、事業所に通達される。各々のマニュアルには、改版履歴として明示（日付け・変更項目）してあるため、その時期は明確になっている。そのほか、定期的開催する「１５分ミーティング」「給食会議」「職員会議」等において、業務の内容や手順等を見直す検討を行っている。</p>

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画（個別支援計画）を適切に策定している。	a	子どもや家庭環境等に関する情報収集やアセスメントを個別に行っている。個別にて聞き取りをした情報を基に、所定の様式（児童票）に記録して把握している。アセスメントに基づき年間指導計画を策定している。さらに、年間指導計画に基づき、年齢に応じた月案（0歳児、1歳児、2歳児のすべてを個別で作成）を策定している。月案に基づき、週日案（週間指導計画兼日誌）をクラスごとに策定している。
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画（個別支援計画）の評価・見直しを行っている。	a	年間指導計画は、I期からIV期（4月から3月まで）としてねらい、食育、子育て支援（保護者支援）、行事の4つの区分に分けて評価、見直しを行っている。月案（月間指導計画）を月末に、週日案（週間指導計画案）は週末に担任が評価と見直しを行っている。さらに、必要に応じて、管理者が月案や週日案を確認して、システム上の反省箇所にコメントを記載するなど、助言、指導を適宜行っている。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況（個別支援計画）の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	事業所では、計画（年間指導計画や月案、週日案等）や記録のICT化を図っており、入力や閲覧の際にIDとPWにより管理を行っている。計画や記録を個別で行っている。「職員会議」や「15分ミーティング」を通じて、計画や記録についても共通認識を図っている。「園日誌」に、引き継ぐ必要のある情報（①保護者からの出席確認②本日のねらい③子どもの様子④評価、反省⑤保護者からの連絡）を記録し、その内容を確認した職員は内容を把握して、端末上でサインを入力して情報共有を図っている。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	計画や記録を適切に管理するため、データ入力や閲覧の際にIDとPWによるアクセス制限を行っている。個人情報記載された書類は、施錠可能なキャビネットに保管する取り組みを行っている。また、許可のある場合を除き、個人情報の持ち出しを禁じている。Webサイトの「プライバシーポリシー」にて「個人情報保護宣言」「個人情報保護基本方針」「個人情報収集の目的」「個人情報収集の種類」「個人情報の開示または提供」「個人情報の管理方法」「第三者からのクッキーに関して」「セキュリティについて」「情報セキュリティ宣言」を掲示している。

A 個別評価基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
<p>A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a	<p>法人理念（私たちは誠意を以て社会参加の信条とし、社業の社会的使命を弁え、誇りをもって行動し、若々しい情熱で限りない未来への可能性に挑戦します。そして、社業の発展を通して豊かな人間生活の向上に貢献します）社是（誠意・誇り・情熱）を掲げている。事業所の保育理念（おもっきり遊ぶ、おもっきり学ぶ、私たちは、「やさしく・つよく生き抜く力」を育みます）と保育目標（すくすく育つ／健全な心と健康な身体、わくわく遊ぶ／積極的に学ぶ好奇心 豊かな創造力と自己表現力、いきいき過ごす／自ら考え行動する自発力 地域で育む思いやりと広い視野）を掲げている。「年間指導計画」の保育目標では、「生理的欲求を満たし生活リズムをつかむ（①落ち着いた雰囲気の中で、生理的・心理的欲求を満たし、心地よく生活する②保健的で安全な環境の中で、身の回りのものに関する興味や関心をもつ③個人差に留意し、応答的な触れ合いや言葉かけによって離乳の完了や歩行、発語への意欲を育む）を掲げ、年齢ごとに具体的に計画を策定している。</p>
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
<p>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地良く過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a	<p>季節に合わせて扇風機や空気清浄機を置くなど、事業所の環境を整備している。春は、子ども個々で生活リズムが異なるため、子どものリズムで寝る、遊ぶなどを尊重した対応を行っている。このため、事業所に寝るスペース（1歳児には、お昼寝用簡易ベットを使用している子どもいる）や遊ぶスペースをそれぞれ確保している。また、一年を通じて子どもが自由に遊べる場を提供する取り組みや、事業所内に子ども自らが制作したものを掲示することで、心地良く親しみのある環境を整備している。</p>
<p>A-1-(2)-② 一人一人の子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a	<p>子ども一人ひとりの気持ちに寄り添うために、また、子ども一人ひとりに対する受容を行うため、全てのクラスにおいて基準を上回る職員配置を目指している。子どもの食事や睡眠の様子などで、普段とは少しでも変化を感じた際には、保護者に家庭でも変わったことがなかったかなどの確認を行い、必要に応じて生活改善に向けた取り組みを行っている。それらのことを「職員会議」「15分ミーティング」において、様子の気になる子どもに対する保育内容や対応方法等に関する検討を行っている。</p>
<p>A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a	<p>排泄については、年齢で判断するのではなく子どもの身体の状態に合わせて、おむつからパンツに変更する時期を見定めることやトイレに座る支援を行っている。歩行については、子ども一人ひとりの這い歩きの期間はさまざまであるため、自然と立ち上がるまで待つことや、安全性に配慮したうえで、階段昇降を支援する取り組みを行っている。子どもが取りやすい場所にティッシュなどを置いて、自分で必要な時に必要なものを探し、取るという習慣づけを意図的に行っている。散歩から戻った際に、手洗いやうがい、着替えを行うことを習慣づける取り組みを行っている。また、散歩を通じて、実践的に交通ルール守るようすることで危険を回避できるような取り組みを行っている。</p>

<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの生活と遊びを豊かにするため、運動遊び、造形、食事摂取等の支援を行っている。「ふれあい遊び」では、ままごとやブロック遊びをする支援を行っている。これらに加え、「ごっこ遊び」や植物の栽培（トマト、ひまわり）飼育体験（カブト虫等に餌を与える）等を通じて子どもの社会性や協調性、思いやりの気持ちを育む支援を行っている。また、子どもが主体的に活動することを大切にしているため、クラスごとに子どもが行きたい場所を決めたり、やりたい遊びを選択する取り組みを行っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>0歳児の養護については、子ども一人ひとりの生理的欲求を満たすような関わりを保育課程に位置づけ、子どもの成長に応じた離乳食の提供を行っている。教育については、薄着を心掛け健康な体をつくる、清潔な状態で心地よく過ごす、子どもが安心できる関係（職員との関係）をつくる、職員の言葉がけに親しみながら喃語を育む、歌や手遊びに合わせて体を動かすなどを保育課程に位置づけている。乳幼児突然死症候群防止のため、睡眠中に5分間隔で直接触れて確認している。保護者とのコミュニケーションを密にする体制を整備している。</p>
<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>1歳の養護については、基本的な生活習慣を身につける、スキンシップを図り安心と信頼関係を築くことなどを保育過程に位置づけている。教育については、戸外遊びを積極的に行い身体を十分に動かす、職員の支援の下に清潔にすることを教える、職員が仲立ちをしながら他の子どもとの関わりを知る、安全な環境の中で自由に世界を広げる、リズムに合わせて体を動かし表現する楽しさを知るなどを保育過程に位置づけている。2歳児の養護については、食事や排泄、睡眠等、簡単な身の回りのことを自分で行うことの支援、情緒の安定を図る支援などを保育過程に位置づけている。教育については、身体を動かして遊ぶ、職員の支援を受けながら身の回りのことを自分でできるようにする、一人遊びから友達と遊ぶことを覚える、生活や遊びのルールを知る、自然に触れ好奇心や探求心を養う、意思や感情を言葉で伝える、絵本や紙芝居を楽しむ、「ごっこ遊び」を楽しむ、楽器に触れるなどを保育課程に位置づけている。</p>
<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>		<p>事業所は、0歳から2歳までの受け入れ保育であるため、記入対象外とする。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>発達が気になる子どもについては、個別の対応（受容や見守り、言葉掛けなど）を行うと共に、必要に応じて児童発達支援センターとの連携（必要に応じて担当職員による巡回相談の取り組み）をとれる体制を整備している。職員同士で連携を図り、発達が気になる子どもに関する情報を共有と、対応方法の検討等を行っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>保育で過ごす時間が長時間にわたることに配慮して、延長保育の時間に限って使うことができるおもちゃや絵本等をつくることや、異年齢の友達と交流する中で新しい遊びや遊び方を発見すること、担任以外の職員と一緒に過ごすことで、楽しみの機会が増えるような取り組みを行っている。また、子どもによっては過ごす時間が長くなることで不安な気持ちが出てくる場合もあるため、個別性に配慮した対応も行っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>		<p>事業所は、0歳から2歳までの受け入れ保育であるため、記入対象外とする。</p>

A-1-(3) 健康管理		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの入園前に職員が保護者に聞き取りを行い、「児童表（児童情報、保護者情報、家庭情報、その他情報、定期予防情報、その他必要に応じて）」を作成している。また、入園が決まった際には、保護者に「入園面接記録・確認表」を作成してもらい、一日の様子（睡眠・食事・遊び等）、家庭での様子、身体について、食事の状況、アレルギーを把握する取り組みを行っている。 事業所では、子どもの体調変化などがあった場合に迅速に保護者連絡を行い、救急車を手配する基準を明確に伝え、対応できる体制を築いている。職員同士や保護者と連携して、子どもの表情や便の状態から体調の変化を把握している。体調変化の早期発見に努め、対応等の充実を図っている。</p>
<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>	<p>家庭における子どもの健康状態や様子等を登園時などに保護者から確認している。登園時や昼寝などから起きた際に検温を行い、異常が診られた場合は速やかに保護者に連絡する体制を構築している。職員同士や保護者と連携して、子どもの表情や便の状態から体調の変化を把握している。体調変化の早期発見に努め、緊急時等における対応方法、嘱託医（内科、歯科）を定めて、急な場合でも慌てることなく対処できるように備えている。嘱託医による定期健康診断および、歯科検診を年2回実施し、その内容を保護者と共有することで、子どもの保育に反映している。</p>
<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>入園時に医師の指示に基づき、「保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を保護者に提出してもらい、アレルギー反応の有無や慢性疾患等を把握する取り組みを行っている。また、職員研修の機会を活用して、全ての職員がアナフィラキシーショックへの対応方法（アドレナリン投与方法等）を習得する取り組みを行っている。</p>
A-1-(4) 食事		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>食事を楽しむことができるように「食育（スイカ、春の七草粥、おはぎ）」を定期的に行っている。また、毎月開催する「給食会議」において、食育についての計画や振り返りについて、季節感のあるものを取り入れた食材の提供について、郷土料理などを取り入れた献立の検討についてなどの検討を重ねている。料理は素材を生かす薄味にし、子どもの味覚（甘味、塩味、苦味、旨味）の発達を大切にしている取り組みを行っている。保護者には、事業所で子どもに提供している献立や子どもが食べやすいレシピを月末に発信している。毎日の食事は玄関にあるサンプルケース内や写真で展示し、お迎え時に確認できるようにしている。</p>
<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>	<p>昼食における三大アレルギー「卵・乳・小麦」を使わない献立を導入し、アレルギーがある子どもでも仲良く同じ給食を食べる「おもいっきり給食」を行っている。また、「給食方針（おもいっきりみんなで食べられる給食）」「給食目標（給食をわくわく楽しみにする子ども、食べたいもの好きなものが増えやすく育つ子ども、みんなと仲良く食べられるいきいきした子ども）」避けたい7つの「こ食（個食・子食・固食・小食・粉食・濃食・孤食）」を掲げて、子どもがおいしく安心して食べるように力を入れている。補食（おやつ）は「卵・乳・小麦」を使用しているが、アレルギーは個々に合わせて対応している。料理の内容が偏らないように和食、洋食、中華などを取り入れ、調理法も焼く、煮る、蒸す、揚げるを行い、多種の味や食感を体験できる工夫をしている。</p>



A-2 子育て支援

		第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a		コミュニケーションアプリの連絡機能を活用して子どもに関する情報共有を図っている。また、登園、降園の時間を活用することや定期的に個別面談を実施して、子どもに関する情報共有や個別の相談対応等を行っている。そのほか、保育園での子どもの様子を写した写真を提供する取り組みや、「園だより」「ほけんだより」「食育だより」を保護者にアプリ機能を活用して、発信している。
A-2-(2) 保護者等の支援			
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a		保護者へは、職員が日頃から、登園・降園の時間に子どもの様子や些細な変化についても伝えることに努め、保護者が相談や意見を申し立てしやすい環境を整備している。また、必要に応じて個別面談を行っている。基本的にクラス担任が、相談や意見に関しての対応にあたっているが、0歳から2歳までの小規模保育園の特性を生かして、すべての職員が担当以外のクラスの子どもの様子を把握している。福祉サービス第三者評価の利用者調査の、『現在利用している保育園を総合的に評価すると、どの程度満足していますか』の質問に対して、回答した全ての保護者が『やや満足』以上であり、安心して子育てができるよう支援を行っていることがうかがえる。
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a		虐待の早期発見や早期対応、虐待防止等のために、職員研修において「虐待防止マニュアル」に対する理解を深める取り組みを行っている。登園時の視診（子どもの様子や表情の観察）や、着脱時に身体の状態観察等を行っている。子育てなどに悩みを抱える保護者が気軽に相談できる体制整備等も行っている。「職員会議」や「15分ミーティング」において、子どもや保護者の様子に関する情報共有を図っている。また、虐待の早期発見や早期対応、虐待防止等のための外部研修を受講させる取り組みを行っている。事業所には、虐待のスローガン「虐待は許さない（しない、させない、見逃さない）」のポスターを掲示して、その重要性の高さを事業所全体に認識させる取り組みを行っている。

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a		職員が「目標管理シート」で、目標項目（なにを）、達成度レベル（いつまでにどのくらい）、方法（どんなふうに）、規律性、責任性、協調性、積極性、を自己評価して、管理者、法人担当者が評価を行っている。この「目標管理シート」を基に、年2回の面談を通じて振り返りを行い、職員一人ひとりが保育実践の改善や専門性の向上に努めている。